

後も、卒前卒後の医学教育の一貫性の確保や地域における医師の確保に努めてまいりたいと存じます。

○木戸口英司君 分かりました。

それでは、先ほど来、学校の先生の働き方改革の話が続いておりますけれども、やはり医師、看護師等の働き方改革も非常に大事であります。

厚生労働省の新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会、これ本年四月に報告書が取りまとめられております。その中でアンケートがありまして、厚生労働省の調査によれば、四四%の医師が地方勤務の意思ありと回答しています。若い医者さんほどその比率が高くなっています。地域医療に従事する医師にとって働きがいのある医療環境をつくっていくとともに、地域医療に従事することで医師が成長し研さんを積むことにつながる仕組みを構築していくことが求められます。今後の地域医療の体制づくりに当たっては、一部の医師に過重な負担を強いるのではなく、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、計画的に医師を増やしていくことも必要と考えます。

医療の質の確保、地域医療を守る医師のキャリア形成の支援、医師の働き方改革は、それぞれが重要な課題であるものの、これらを両立させることが非常に困難であります。これら課題の両立に向けた国の役割、地方自治体の役割をどのように考へているか、厚労省にお聞きいたします。

○政府参考人(橋本泰宏君) お答えいたします。

現在の医師の勤務実態ですが働き方の意向、あるいはキャリア意識、こういったことの把握のために昨年十二月に行つた調査によりますと、医師が医師不足地域等の地方で診療するための障壁となることいたしまして、一つには専門医取得等のキャリア形成への不安、それから二つ目には労働環境への不安、こういったものが要因があるということが明らかになつておるところでござい

ます。

こうした点を踏まえまして、まずキャリア形成

り、報告書を取りまとると報じられてもおりま

す。

この点、大臣、そして厚労省、それぞれにこの点についての認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今お話をありましたように、岩手県から、地域医療基本法を制定し、地域研修プログラムが医師のキャリア形成や地域医療に配慮されたものとなるよう関与すること、これにつきまして、先ほど申し上げました医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会で議論を行つていただいているところでございます。

また、二つ目の労働環境への不安といふ点でございますが、医師の労働環境の改善につきまし

て、医師の働き方改革に関する検討会において、具体的な医師の勤務環境改善策の推進、あるいはタスクシフトティングやタスクシェアリングによる医療従事者の業務負担の最適化、都道府県における医療勤務環境改善支援センターの機能強化等について議論を行つていただいているところでございます。

厚労省いたしましては、医師の労働環境改善を進めながらも、医師の質あるいはキャリア形成の確保、こういったことがどちらも図られることが必要というふうに考えております。それぞれの取組が整合的に進められるよう、地域医療に責任を持つ都道府県と連携しながら、こうした取組が一体的なものとなるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○木戸口英司君 よろしくお願いします。

岩手県において、資料五としておりますけれども、地方での医師確保が難しくなっていることを踏まえ、全国レベルで計画的に医師を養成し、適正に配置する仕組みを構築できるよう、地域医療基本法、仮称でありますけれども、を制定することを国に対して提案しています。国においても、厚生労働省の医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会、先ほど話ありましたけれども、昨年六月の中間取りまとめにおいて、これまでの医師が勤務地や診療科を自由に選択するという自主性を尊重した偏在対策ではなく、保険医の配置、定数の設定、自由開業、自由標榜の見直し、特定

て、次期通常国会への法案提出も視野に入れて検討を更に進めてまいりたいと考えております。

○木戸口英司君 ちょうど時間が来ましたので質問はここで終わらせていただきますけれども、地域医療における医師の確保及び偏在対策は待ったなしの状況です。新たに導入される専門医研修、大、また、二〇二四年、平成三十六年に訪れる医師需給の均衡による医師養成の抑制がもしなされるとすれば、地域医療を取り巻く環境はこれから更に厳しさを増すことが予測されておりま

す。国と地方の連携、また文科省そして厚労省との連携によって早急な対策を講じると、そのことを強く求めて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○松沢成文君 希望の党の方の松沢成文でござります。

ちよつと質問に入る前に、大臣、今日こういう質問初めてなので確認したいんですけど、大臣はゴルフやられますか。

○国務大臣(林芳正君) なかなかうまくなりませんが、いまだにやつております。

○松沢成文君 実は私、毎年のように、この時期になると委員会でもゴルフ場利用税の問題を取り上げるんですね。これ、政府の税調でも自民党さんが、いまだにやつております。

○国務大臣(林芳正君) ながながうまくなりませんが、いまだにやつております。

○松沢成文君 実は私、毎年のように、この時期になると委員会でもゴルフ場利用税の問題を取り上げるんですね。これ、政府の税調でも自民党さんの党の税調でも、いつもの時期議論になるんですよ。何か毎年、失礼な言い方ですが、出来

レースのように結論が決まつているんですね。

文科省やゴルフ関係団体は、ゴルフはスポーツ

なんだからスポーツに課税するなんておかしいと、そんなことやつているのゴルフだけだ、廃止してほしいと、こうやるんですね。そうすると今度、総務省を始め地方自治体側からは、貴重な財源なんだ、この財源なくなつたらうちの町厳しいよ、冗談じゃない、大反対だと言つて、それで結果出すにやつぱりそのままですと続くんですね。

もう私、参議院議員になつて四年たちますが、ずっと同じパターン。大臣、そろそろ決めよう

じやないですか、これ。決められない政府じゃし

ようがないですよ、これ。

さあ、歴代の大臣にも私ずっと質問していますが、皆さん言うのは、オリンピックの競技種目に

なつたゴルフ、国体でも競技としてやっているゴ

ルフはスポーツなんだと、スポーツに課税するの

はおかしいと、これはやめるべきだと歴代の文科

大臣はずつと言い続けて、廃止すべきだと言つて

いるんですが、さあ、この認識にお変わりあります

せんよね、林大臣は。

○國務大臣(林芳正君) ゴルフは老若男女問わず

親むことのできるスポーツでありまして、国民

のスポーツライフの中でも主要な位置を占めています。

○大臣政務官(小倉将信君) お答えを申し上げま

す。

ゴルフ場利用税は、委員からも御紹介がございましたが、用途の定めのない一般財源となつております。

スポーツ庁で実施した調査によりますと、国民

が過去一年間に行つた運動、スポーツの中でゴル

フは第八位でございまして、六・四%でございま

す。実はテニスやスキーモリ上位だと、こうい

うことで大衆的なスポーツと言えるというふうに思ひます。

また、スポーツ基本法においては、その基本理

念に生涯スポーツ社会の実現が掲げられておりま

して、世代を問わずプレーに親しむことのできる

ゴルフというのはその実現に大きく貢献できるス

ポーツであるというふうに認識しております。

【理事大野泰正君退席、委員長着席】

先生からも今お話をありましたこのゴルフ、既

に国民体育大会の正式種目に採用されておりまし

て、リオデジャネイロ・オリンピックからは正式

競技に復帰をしておりまして、国際的にも競技ス

ポーツとして認められたスポーツであるといふこ

とでございますので、文科省としては、より多く

の国民がゴルフに親しんでスポーツ実施率の向上

が図られるように、引き続きゴルフ場利用税の廃

止の実現に向けて努力してまいりたいと思つてお

ります。

○松沢成文君 每年同じ答えをいただいていま

す。

そこで、今日は、総務省の副大臣でしたつけ、

おいでいただいておりますけれども、地方自治体

は貴重な財源になつてゐる、これは一般財源です

から使い勝手もいいです。これ都道府県税で

あります。

さあ、市町村の財政も厳しいので、これ今廃止

されたら困ると、総務省としても廃止に反対だと

いうことなんですが、総務省の見解はいかがです

か。

さあ、市町村の財政も厳しいので、これ今廃止

されたら困ると、総務省としても廃止に反対だと

いうことなんですが、総務省の見解はいかがです

ポーツ振興議連の何か役員もやつてますので、

スポーツ振興の立場からもゴルフだけに税を課す

のはおかしいという見解でしたが、財務省はいか

がですか。

○副大臣(うえの賢一郎君) 委員の御指摘でござ

いますけれども、廃止を求める方々からもそうし

た主張をたくさん寄せられているというふうに承

知をしておりますし、また一方、財源に乏しく山

林原野の多い市町村にとつては貴重な財源である

と、そういうふうに一方で大変強いものがあろう

かというふうに承知をしております。

ゴルフ場利用税の在り方ににつきましては、こう

した関係者の主張を踏まえ、与党の税制改正プロ

セス等の中で所管である総務省を中心に検討され

るものと考えておりますが、消費税との関わりに

おきましては、平成元年度における消費税の創設

に当たりまして、ゴルフ場等が対象となる娯楽施

設利用税を含めた間接税につきましては政府税調

等において消費税との関連を考慮して見直しが行

われました。

ゴルフ場は地方団体の行政サービスと密接な関

連があること等の理由により、消費税との税負担

の調整を図つた上でゴルフ場利用税として制度化

されたものだと承知をしています。

○松沢成文君 余り意思のない答弁でしたけれども。

これ、ずっとこの状況続いているんですよ、大

臣。それで、オリンピックもよいよ三年後です

よね。世界的に見ても、ゴルフをするときに税金

を掛けているという国は韓国とアメリカの州の一

部だけです。もうこんな国ありません。ほかのス

ポーツと比べても本当に不公平ですね。サッ

カーやる人が施設使つて、フットサル利用税なん

か取つたら大変なことになりますよ。ママさんバ

レーやる人が体育館利用税なんか取られたら暴動

が起きるんじゃないですか。何で一部のゴル

フアーダけに、地方自治体の財源になつてゐるか

だけ消費税が上がつた以上、ゴルフ場利用税はな

くさなきやおかしいと。そして、麻生さんはス

ポーツウーマンじゃないですか。

ここは文科省が本当に頑張つて、総務省や地方

自治体の既得権益擁護のこの姿勢を打破しない限

り永遠にこれは続くんですよ。やっぱり議員さん

たちは、地方自治体の議員さんとかあるいは首長

さんに要望されると弱いですから、ここは文科大

臣のリーダーシップしかないと思うんですが、文

科大臣、これどうにか大臣の代で打破してくださ

いよ、そのための何か方法論、頭にないんです

か。同じ答弁だけされても全然進まないですよ。

○國務大臣(林芳正君) 文科省としては、平成二

十五年度に要望を出してから毎年、この廃止を総

務省に對して要望はしてきております。

三十年度、今年の要望においても、先ほど申し

上げましたが、既に大衆化しておりますので、ゴ

ルフ場利用者には特段の担税力が見出せないとい

うこと、そして、オリンピック種目として国際的

に認められたスポーツであるということでこの廃

止を総務省に要望しております。

一方、先生も知事経験者であられるということ

でおっしゃられましたが、地方公共団体の貴重な

財源であるということを理由に堅持すべきである

という主張がなされておりまして、このゴルフ関

係団体等を交えて検討を進めまして、ゴルフア

ーの協力を得て代替財源を確保すると、こういうよ

うなことも検討をしておるところでございます。

引き続き関係団体等と連携して同税の廃止に向

けて理解を求めてまいるとともに、ゴルフ場が所

在する市町村の代替財源の確保については関係市

町村の方々にも御理解、御協力がいただけるよう

にこれから働きかけていかなければならぬと思つております。

○松沢成文君 そこでちょっと一つ提案しますけ

れども、これ、確かに小さな市町村にとつて、ゴ

ルフ場利用税の税収ががたんとなくなると、一番

ひどいところは税収の一割ぐらいなくなつちやう

といふんですね。これは確かに激変ですよ。自治

体經營、大変だと思います。

ですから、そこで交付税措置してあげればいい

総務省さん、自治体の皆さんとの要望を聞いていただけじゃ、これ一生進みませんよ。だって、彼らは既得権だから絶対に、はい要りませんなんて言わないんだから。でも、自治体だって自分たちの財政は自立させる努力しなきゃ駄目ですよ。だから、副大臣、どうですか。帰つて大臣と交渉して、総務省から地方自治体に提案してほしいんですけど、いかがでしょうか。

○大臣政務官（小倉将信君） 地方自治を御理解をされている松沢委員からの大変貴重な御提案、どうもありがとうございました。

先ほど申し上げたように、市町村交付金という形で地方自治体の皆様方に市町村を含めてお使いをいただいております。この交付金自体は地方団体の自由な判断に委ねられるべきものでございますけれども、地方の団体によりましては、地域振興等の観点から、地元ゴルフ協会等への助成事業やジュニアゴルフ大会の開催などゴルフ振興に向けた取組を行っている団体もあると、このように承知をいたしております。

お答えになつてはいるかどうかは定かではございませんけれども、以上でございます。

○松沢成文君 まあ、これ以上やつてもしようがないので。ただ、来年も私に同じ質問をさせないでください。やっぱり政府で決断しましょよ。こんなことをずっと続けていたって、これはもう日本の恥だと思いますよ。

じゃ、次の問題でもう一つゴルフなんですが、私は、この場でも何度もオリンピックのゴルフ競技の会場について異議申立てをしてきたんです。といいますのは、この前、安倍総理とトランプさんが一緒にゴルフをやって、霞ヶ関のカントリー

クラブ、ここでオリンピックをやるんです、すばらしいゴルフ場でしようと安倍さん自慢していたんですね。でも、すぐれども、残念ながら、バンカーで転んじゃつたみたいですね。

霞ヶ関ゴルフ場、ゴルフクラブは私も行きまして、視察に。すばらしいところですよ。日本有数のカントリークラブだと思います。ただ、オリンピックには全くふさわしくないと私はここでずっと言い続けてきたんですね。

その中で一つ、やっぱり暑さの問題は異常です。トランプさんを連れていったのは十一月。一番季節がいいときに、いいゴルフ場でよう、すばらしいねとなるわけです。

皆さん、霞ヶ関カントリー俱乐部、七月、八月、特にオリンピックのやる期間、行つてみてください。灼熱地獄であります。それを証明するよ。うなすばらしい研究成果が出てきたんですね。これ、日経新聞の七月二十三日ですよ。

これ、首都大学東京の研究チームが、実はもう二〇〇六年から十年にわたって、日本で一番暑い地域どこだ、都市はどこだとずっと調べてきたと。それで、アメダスのメッシュよりももっと細かい観測地点で正確に調べたんです。抵、関東平野では大体、熊谷市四十度になつた館林市三十九・八度と、こう出てくるんですが、そうじやない、最も暑いのは霞ヶ関カントリー俱乐部がある川越市だと。それは細かいメッシュで十年間調べてきたといふんです。これ確実だといふんですね。それにはいろいろ理由があつて、これ説明するとこれで終わっちゃいますので。川越四十一・六度ですよ。すごい暑さです。

それで、私も体感しなきやいけないと思つて実は八月に行つてきました。私、霞ヶ関じや嫌われているんです。でも、ようやく入れてもらつたんですね。それで、私も支持する会員もいたんですね。うれしかった。

それで、ジャーナリストの方も是非とも取材したいと言つて付いてきて、この日は曇りで、曇りでまだ普通よりも暑くないとキヤディーさんは

言つていましたけれども、驚いたことにグリーン上では四十度を超えた。グリーンというのではなくて木がなく、木陰ないですよね。それから芝が固いので反射熱すごい。もう本当に汗ばたばたした。これ普通の人丈夫かなと。ここでオリンピックやるというわけですね。日本一暑いと言わっているこの川越市で、何と一番暑い時期にゴルフ競技をやるというの、これ、狂気の沙汰だと言わなきゃいけないと思つています。

さあ、この霞ヶ関で、日本中どこでも暑いといふけれども、日本一暑いんです。それで、オリンピックの選手村にはもう、海風が吹いて、霞ヶ関よりも平均温度が夏の時間五度も低い、ちゃんとパブリックコースがあるので、そこを使わずに何と六十キロ離れて、日本一暑くて、四十度を超える、こういう霞ヶ関でやろうと、うんできれども、果たしてこれでゴルフ競技ができるんでしょうか。

オリンピック担当副大臣、お願いします。

○副大臣(水落敏栄君) 二〇二〇年東京大会、七月から九月という期間に開催されるために、どの競技会場におきましても大変厳しい暑熱環境であると認識しております。したがいまして、アスリート、観客等が過ごしやすい環境を整備する」とは極めて御指摘のように重要だと思つております。

このため、政府としては、暑さ対策に係る関係府省庁等最終会議におきまして策定した中間取りまとめに基づきまして、関係府省庁、東京都組織委員会の施策の進捗状況等を確認しながら着実に暑さ対策を進めているところであります。また、組織委員会におきましては、ハード面、運営面、情報面といった様々な観点から対策を検討しておりと承知をいたしております。具体的には観客などへの事前の情報提供、会場での注意喚起、林間等の日陰を活用した観客誘導、日よけテントやミストの設置、救護ボランティアによる巡回や医務室の設置等の対策の検討を進めておりま

○松沢成文君 いろんな対策はやられるんだと思いますが、ただ、ゴルフの難しさというのは、マラソンならば例えば夜明けの六時からスタート、暑くなる前にやつちやおうというのがあるんです。まあマラソンでは二時間半ぐらいですけどね。ゴルフはやっぱり練習から入れると五時間掛かるんですよ。また、霞ヶ関という遠隔地で、遠くでやるために、朝の六時からのスタートはできないんですけども、ギャラリーは大変ですよ。それで二万人集めると言つてはいるんですから、全く私は実現性がないと思うんですね。

さあ、ちょっと質問の順番を変えますけれども、環境省がオリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業というのを、会場が決まりましたから各会場でやつています。霞ヶ関もやつていてるんです。実は若洲ゴルフリンクスは会場じやないのとそこではやつてくれないので、近くのお台場と比較しているんですけれども。

実は、オリンピックをやる七月二十日から八月十日までの期間で、暑さ指数三十一度以上、これ暑さ指数三十一度というのは気温に換算すると三十五度なんですねけれども、何と霞ヶ関カンツリーカンツリーゴルフ倶楽部は十日以上暑さ指数三十一以上なんですね。気温でいうと三十五度以上。ところが、お台場、海に近いですから、若洲だつたらもつと島の中ですから低いと思うんですが、その間一日しか暑さ指数が三十一超えるところはないんですね。これ環境省の調査です。

それで、この環境省の勧告によりますと、これ、暑さ指数が三十一を超えると、外での運動は原則禁止の発令を出すわけです。さあ、副大臣、これ環境省の調査です。